

中間前払制度に関するQ & A

Q 1 中間前払金とはどのようなものですか？

A 1 現在、1件あたり請負代金額が300万円以上の建設工事において、請負代金額の10分の4以内の前払金の請求ができていますが、施工の中間時期にさらに10分の2までを追加して支払う前払金のことを「中間前払金」と言います。

中間前払金は、工事代金の円滑かつ速やかな支払を確保するとともに、受注者と発注者双方における事務の省力化を図ることを目的としています。

Q 2 中間前払金の対象工事は何ですか？

A 2 中間前払金の対象工事は、当初契約における請負代金額が300万円以上の建設工事です。ただし、当初の前払金を受領していることが必要となります。

Q 3 中間前払金制度はいつから導入されるのですか？

A 3 平成28年4月1日以降に契約締結された建設工事に適用されます。

Q 4 中間前払金のメリットは何ですか？

A 4 中間前払金は、部分払と比べ、受注者及び発注者双方の事務を大幅に簡素化することができます。

部分払の場合は、出来高検査が必要となりますが、中間前払金の認定は書面による審査であるため、部分払に比べ、検査等にかかる時間が大幅に節約され、工事の進捗への影響が少なくなります。

Q 5 中間前払金を請求できる条件は何ですか？

A 5 請負代金額が300万円以上の建設工事について、前払金の支払いを受けた後、下記の要件のすべてを満たしていることが必要です。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分1以上の額に相当するものであること。

Q 6 実際の工事出来高が予定出来高を下回っている場合でも、中間前払金を請求することができますか。

A 6 A 5の支払条件を満たしていれば、請求できます。

Q 7 中間前払金を受けようとするためには、どうしたらよいですか？

A 7 中間前払金を受けようとする受注者は、契約当初での申請は必要ありません。

Q 8 中間前払金の認定に必要な書類は何ですか？

A 8 中間前払金にかかる認定請求書（様式第 1 号）に工程表（長泉町建設工事執行規則（以下「規則」という。）様式第 11 号）及び工事工程月報（規則様式第 12 号）を添付して提出ください。（A 5 の条件をすべて満たしていることを確認してください。）

Q 9 中間前払金の支払いまでの期間はどの程度かかりますか？

A 9 中間前払金にかかる認定の請求があった場合、発注者は 7 日以内に判断し、中間前払金にかかる認定調書（様式第 2 号）により通知します。

その後、受注者は保証事業会社の発行する「中間前払金保証書」を添付の上、請求書を発注者に提出すると、その日から 14 日以内に支払をします。

Q10 請負代金額が変更（増額・減額）された場合、中間前払金はどうなりますか？

A10 中間前払金は、請負代金額の 20%以内で、且つ前払金（請負代金額の 40%以内）と中間前払金の合計額は、請負代金額の 60%を超えないことになっています。

(1) 増額変更の場合

「変更後の契約金額×60%－受領済み前払金 > 変更後の請負代金額×20%」
となりますので、「変更後の請負代金額×20%」が中間前払金の額となります。

(例) 請負代金額：1,000 万円、増額変更：200 万円、前払金：400 万円

$$12,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 4,000,000 \text{ 円} > 12,000,000 \text{ 円} \times 20\%$$

$$3,200,000 \text{ 円} > 2,400,000 \text{ 円}$$

⇒ 中間前払金請求可能額 2,400,000 円

(2) 減額変更の場合

「変更後の契約金額×60%－受領済み前払金 < 変更後の請負代金額×20%」
となりますので、「変更後の請負代金額×60%－受領済み前払金」が中間前払金の額となります。

(例) 請負代金額：1,000 万円、減額変更：200 万円、前払金：400 万円

$$8,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 4,000,000 \text{ 円} < 8,000,000 \text{ 円} \times 20\%$$

$$800,000 \text{ 円} < 1,600,000 \text{ 円}$$

⇒ 中間前払金請求可能額 800,000 円

Q11 当初契約時に 300 万円未満の建設工事が変更契約により 300 万円以上となった場合の取扱いはどうなりますか？

A11 当初契約時に 300 万円未満の建設工事は前払金の対象にならないため、中間前払金の対象にもなりません。また、当初契約時に 300 万円以上の建設工事が減額変更契約により 300 万円未満となった場合も、中間前払金の対象となりません。

Q12 変更契約により工期が延長となった場合、要件にある「工期の 2 分の 1」はどうなりますか？

A12 あくまでも、中間前払金の認定の請求時点の工期の 2 分の 1 となります。

Q13 中間前払金の用途は？

A13 あくまでも、前払金となりますので、規則第 48 条に定める経費のみとなります。